浜長保険センター安全だより(11月)

平成 30 年 11月1 日 浜長保険センター 第 24 号 電 話 079-246-2561 FAX 079-246-2571



例年にない酷暑続きの夏から徐々に秋も深まり、紅葉の季節を迎えました。めっきり肌寒くなりましたが皆様には、お元気でお過ごしのことと思います。 ※書写山もみじまつり(11月17日)





Aは普通自動車を運転し、一般道を走行中、決滞のため停車したBが運転する普通乗用車に気付くのが遅れ(わき見)、追突した。その直後、A車は後方から来たCが運転する4トントラックに追突され、その衝撃により再び、A車はB車に追突した。

A、Bとも病院の診断結果、「頸椎捻挫」により加療約2週間でした。



負傷2週間 負傷2週間

間1 A、B、Cは、それぞれどのような責任が問われるのか?

この事例の場合、Bの負傷は、Aが追突した際の衝撃か、Cの追突による 衝撃かによって、その責任が異なります。Bの負傷はAによる衝撃、Aの負 傷はCによる衝撃とした場合、

A過失運転傷害罪 C過失運転傷害罪 B被害者



間2 Bに負傷させたのは、誰か?

関係者の自動車損害状況、スリップ痕、衝突による落下物などに加え、Bが負傷する衝撃を受けたのは、Aか Cか、又はA、Cの双方かについて、Bから聴取することになる。

もう少し、掘り下げるとAの衝撃は緩く、負傷に結びつかなかった。CがAに追突した衝撃により、負傷した場合、 A~物損事故の当事者 B~被害者 C~過失運転傷害罪となる。

これに対し、Aの衝撃によりBが負傷し、CがAに追突し、Aが押し出されたが衝撃は緩く、Bの負傷に影響なかった場合、 A~過失運転傷害罪 C~物損事故の当事者 B~被害者

しかし、Bの負傷がAの追突衝撃とCによるAの追突衝撃の双方が影響した場合は、BはA、Cの双方から負傷させられたことになります。

問3 B、Cの責任はどうなるのか?

以上のとおり、Bの負傷は誰の衝撃により負傷したのか、それによってAかCか、それともA・C双方が過失運転傷害罪の責任が問われることになります。

間4 Cの追突により、A、B二人に2週間の負傷をさせた場合、Cは免許停止になるのか?

人身事故を起こせば、基礎点数(事故原因となった交通違反の点数)+付加点数(負傷程度・過失の軽重) の合計点。事例では、基礎点数(わき見:安全運転義務違反2点)+負傷15日未満(3点)=5点

※ 前歴なし~6~8点は30日停止、事例では、人身事故の合計が5点となるため、停止になりません。 わき見は不注意の程度が100%、3点です。負傷程度は、15日未満は3点、15日以上6点となります。 また負傷者が二人以上の場合、負傷日数を合算せず、最も重い1人の負傷程度を捉え、不注意の程度 を勘案し、付加点数とします。事例の場合、2人負傷2週間ですが、付加点数の基準は2週間です。

